教育研究センター等の運営に関する申合せ

教育研究評議会決定 平成24年1月18日 最終改正 令和5年7月27日申し合せ第1号

国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第1項及び第20条から第24条までに定める教育研究組織(以下「教育研究センター等」という。)の設置目的に沿った円滑な運営を確保するため、次のとおり申し合わせる。

1. 運営委員会等の開催

教育研究センター等においては、教育研究センター等に関する必要な事項を審議する 委員会等(以下「運営委員会等」という。)を年2回以上開催し、所要の審議を行うこ と。

2. 議事録の公開

教育研究センター等は、上記の運営委員会等を開催した場合には、その議事録を1か 月以内に学内へ公開すること。

※ 対象となるセンター等

V VINCROCA A		
センター等名	組織規則	運営委員会等
レーザー新世代研究センター	第19条第1項	運営委員会
量子科学研究センター	第19条第1項	運営委員会
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター	第19条第1項	運営委員会
宇宙・電磁環境研究センター	第19条第1項	運営委員会
脳・医工学研究センター	第19条第1項	運営委員会
i-パワードエネルギー・システム研究センター	第19条第1項	運営委員会
人工知能先端研究センター	第19条第1項	運営委員会
ナノトライボロジー研究センター	第19条第1項	運営委員会
メタネットワーキング研究センター	第19条第1項	運営会議
附属図書館	第20条第1項	図書館委員会
		UEC Ambient
		Intelligence
		Agora運営委員会
保健管理センター	第21条第1項	運営委員会
全学教育・学生支援機構	第22条第2項	運営委員会
大学教育センター	第22条第1項	企画開発会議
学生支援センター	第22条第1項	運営会議
アドミッションセンター	第22条第1項	センター会議
キャリア支援センター	第22条第1項	運営会議
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

産学官連携センター	第23条第1項	運営委員会
情報基盤センター	第23条第1項	運営委員会
e ラーニングセンター	第23条第1項	運営委員会
実験実習支援センター	第23条第1項	運営委員会
ものつくりセンター	第23条第1項	運営委員会
国際教育センター	第23条第1項	運営委員会
研究設備センター	第23条第1項	運営委員会
社会連携センター	第23条第1項	運営委員会
広報センター	第23条第1項	運営委員会
UEC ASEAN教育研究支援センター	第23条第1項	運営委員会
UEC中国教育研究支援センター	第23条第1項	運営委員会
環境安全衛生管理センター	第23条第1項	運営会議
UECコミュニケーションミュージアム	第24条第1項	運営委員会

附則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月6日申合せ第9号)

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日申合せ第3号)

この申合せは、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成26年6月11日申合せ第1号)

この申合せは、平成26年6月25日から施行する。

附 則 (平成26年12月10日申合せ第6号)

この申合せは、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日申合せ第8号)

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日申合せ第5号)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月30日申合せ第1号)

この申合せは、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月27日申合せ第2号)

この申合せは、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日申合せ第6号)

この申合せは、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日申合せ第7号) この申合せは、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日申合せ第1号) この申合せは、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月29日申合せ第1号) この申合せは、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日申合せ第2号) この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日申合せ第2号) この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日申合せ第8号) この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日申合せ第1号) この申合せは、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月25日申合せ第2号) この申合せは、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日申合せ第4号) この申合せは、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月27日申合せ第1号) この申合せは、令和5年10月1日から施行する。